

Ⅱ 大気汚染防止

第 1 大気汚染関係法令の体系

(注) 図中の()書は条文である。例えば(2. 1)は第 2 条第 1 項を示す。

環境基本法

環境基準(16) (二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化炭素、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)

(平成 5(1993)年 11 月 19 日施行)

中央環境審議会 答申 濃度指針(非メタン炭化水素)

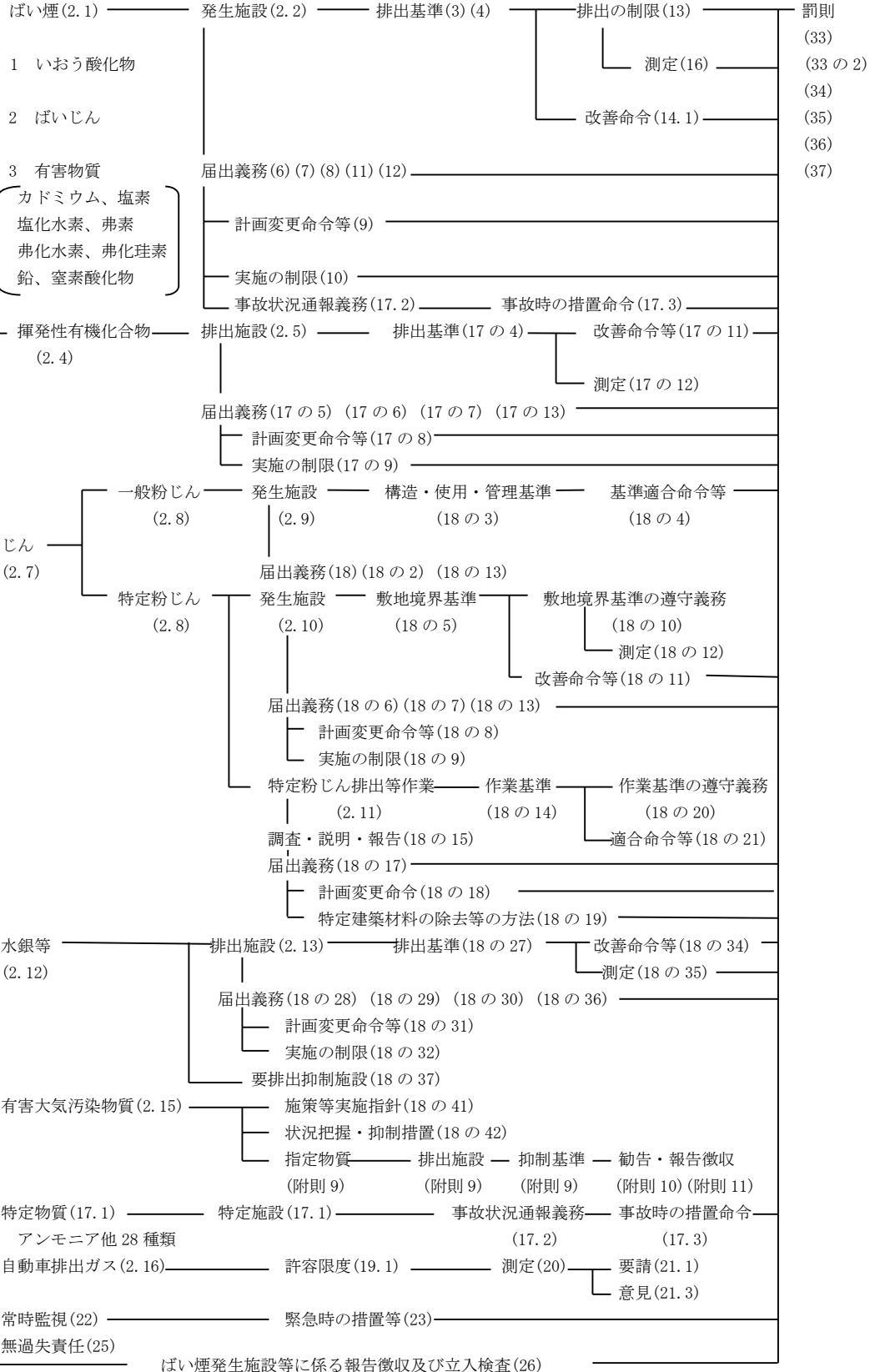
大気汚染防止法

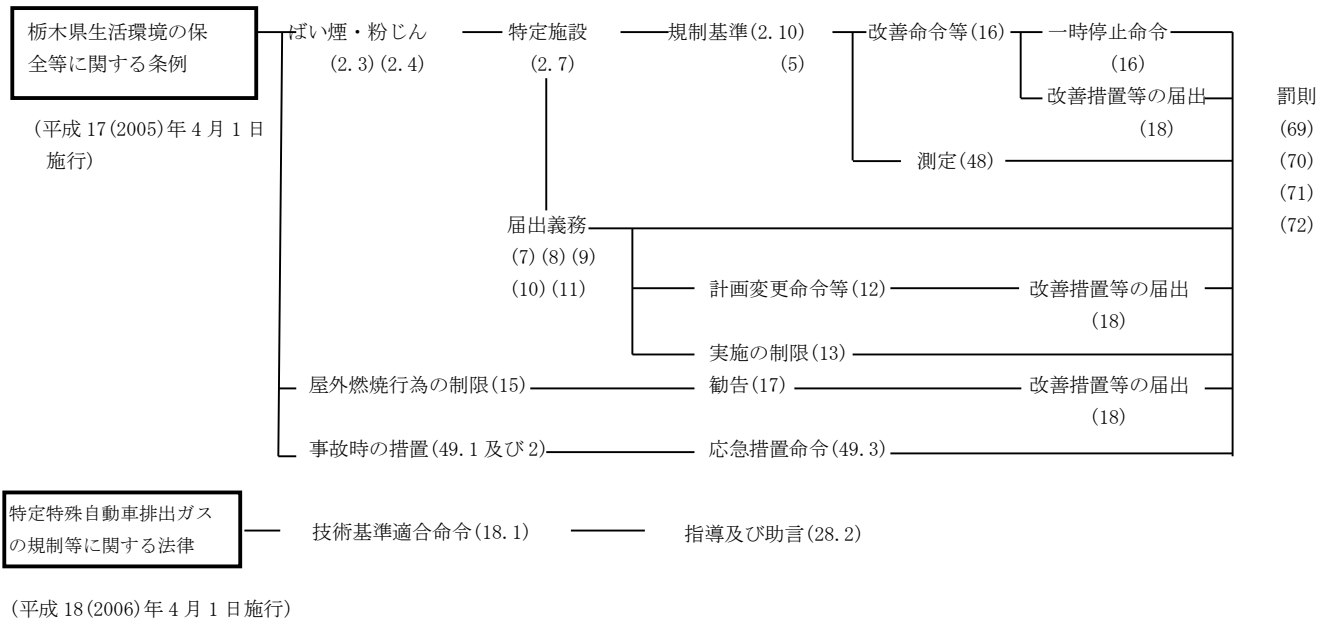
(昭和 43(1968)年 12 月
1 日施行)

【適用除外】

電気、ガス、鉱山施設

(一部除外) (27. 1)





第2 大気汚染防止法の概要

1 目的（法第1条）

工場・事業場における事業活動等に伴って発生するばい煙の排出等を規制すること、有害大気汚染物質対策を推進すること、自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等によって大気汚染の防止を図り、もって国民の健康を保護し生活環境を保全すること並びに大気汚染により健康被害が生じた場合の事業者の損害賠償責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。

2 定義

(1) ばい煙（法第2条第1項）

燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム等で政令（法施行令のこと。以下「政令」又は「令」という。）で定めるもの（有害物質）をいいます。

(2) ばい煙発生施設（法第2条第2項）

工場・事業場に設置される施設で政令で定めるものをいいます。

（P II-13 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設 参照）

(3) 揮発性有機化合物（法第2条第4項）

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいいます。

(4) 揮発性有機化合物排出施設（法第2条第5項）

工場・事業場に設置される施設で政令で定めるものをいいます。

（P II-30 揮発性有機化合物排出施設の規制対象 参照）

(5) 粉じん（法第2条第7項及び法第2条第8項）

物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいいます。

また、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で、政令で定めるものを特定粉じんといい、それ以外のものを一般粉じんといいます。特定粉じんとしては「石綿」が定められています。

(6) 粉じん発生施設（法第2条第9項及び法第2条第10項）

工場・事業場に設置される施設で政令で定めるものをいいます。

（P II-32 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設 参照）

（P II-33 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設 参照）

(7) 特定粉じん排出等作業（法第2条第11項）

吹付け石綿等が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業で政令で定めています。

（P II-35 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業 参照）

(8) 特定工事（法第2条第12項）

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいいます。

(9) 水銀等（法第2条第13項）

水銀及びその化合物をいいます。

(10) 水銀排出施設（法第2条第14項）

工場・事業場に設置される施設で政令で定めるものをいいます。

（P II-42 水銀排出施設の規制対象 参照）

(11) 要排出抑制施設（法第18条の37）

工場・事業場に設置される施設で水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるものをいいます。

（P II-43 要排出抑制施設 参照）

(12) 有害大気汚染物質（法第2条第16項）

継続して摂取される場合には人の健康を損うおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙及び特定粉じんを除く。）をいいます。

(13) 自動車排出ガス（法第2条第17項）

自動車の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物、粒子状物質の5物質を自動車排出ガスとして政令で定めています。

(14) 指定物質（法附則第9項）

有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもので政令で定めています。

(15) 指定物質排出施設（法附則第9項）

指定物質を大気中に排出し、又は飛散させる工場又は事業場に設置される施設で政令で定めています。

（P II-44 指定物質排出施設 参照）

3 ばい煙、粉じんに関する規制

(1) ばい煙の排出基準（法第3条第1項）

ばい煙発生施設において発生するばい煙について、環境省令（法施行規則のこと。以下、「規則」という。）で定めています。

（P II-16 ばい煙発生施設の規制基準 参照）

(2) 上乗せ排出基準（法第4条第1項）

都道府県は、ばいじん又は有害物質について(1)の排出基準では人の健康を保護し、生活環境を保全することが十分でないとする区域については、条例でよりきびしい排出基準（いわゆる「上乗せ排出基準」）を定めることができます。

（P II-26 大気汚染防止法に基づく有害物質の排出基準を定める条例参照）

(3) 揮発性有機化合物の排出基準（法第17条の4）

揮発性有機化合物排出施設において排出される揮発性有機化合物濃度について、規則で定めています。

（P II-31 揮発性有機化合物排出施設の排出基準 参照）

(4) 一般粉じんの管理基準（法第18条の3）

一般粉じんの発生施設について、規則で構造並びに使用及び管理に関する基準を定めています。

（P II-34 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準 参照）

(5) 特定粉じんの敷地境界基準（法第18条の5）

特定粉じん発生施設を設置する工場・事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度について、規則でその許容限度が定められています。

（P II-34 特定粉じんの敷地境界基準 参照）

(6) 特定粉じん排出等作業の作業基準（法第18条の14）

特定粉じん排出等作業の方法に関する基準は、規則で定めています。

（P II-36 作業基準 参照）

(7) 水銀等の排出基準（法第 18 条の 27）

水銀排出施設において発生される水銀濃度について、規則で定めています。

（P II-43 水銀排出施設の排出基準）

(8) 要排出抑制施設の自主的な取り組み（法第 18 条の 37）

要排出抑制施設を設置している者は、その施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録及び保存することで、水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講じなければなりません。

また、当該措置の実施の状況及びその評価を公表しなければなりません。

(9) 指定物質抑制基準（法附則第 9 項）

指定物質排出施設について、告示で指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに排出又は飛散の抑制に関する基準を定めています。（P II-45 指定物質抑制基準 参照）

(10) 届出（法第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 17 条の 5、第 17 条の 6、第 17 条の 7、第 17 条の 13、第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 6、第 18 条の 7、第 18 条の 13、第 18 条の 17、第 18 条の 28、第 18 条の 29、第 18 条の 30 及び第 18 条 36）

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設を設置しようとするとき等は、環境森林事務所等の長又は宇都宮市長に届け出なければなりません。

特定粉じん排出等作業を行う場合も同様です。

（P II-49 大気汚染防止法に基づく届出等義務 参照）

(11) 計画変更命令等（法第 9 条、法第 17 条の 8、法第 18 条の 8、法第 18 条の 18 及び法第 18 条の 31）

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の設置届出、又は変更届出があった場合において、ばい煙の排出基準、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じんの規制基準又は水銀等の排出基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に計画の一部を変更、又は計画の廃止を命ずることができます。

この計画変更命令等に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。

また、環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、特定粉じん排出等作業の実施届出があった場合において、作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 14 日以内に作業の方法に関する計画の変更を命ずることができます。

この計画変更命令等に違反した場合は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

(12) 実施の制限（法第 10 条第 1 項、法第 17 条の 9、法第 18 条の 9 及び第 18 条の 32）

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の設置届出、又は構造の変更届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日間は届出に係る施設を設置し、又はこれらの施設の構造、使用の方法若しくはばい煙の処理の方法、特定粉じんの処理の方法、水銀等の処理の方法若しくは飛散の防止の方法を変更することができません。（一般粉じん発生施設に係る届出には実施の制限はありません。）

これに違反した場合は、30 万円以下の罰金に処せられます。

なお、審査の結果、規制基準等に適合すると認められる場合は、工事実施制限の期間短縮が可能となります。

(13) ばい煙の排出の制限（法第 13 条）

ばい煙を排出する者は、そのばい煙量又はばい煙濃度が、ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出できません。

これに違反した場合は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

(14) 揮発性有機化合物の排出基準の遵守義務（法第 17 条の 10）

揮発性有機化合物排出施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、排出基準を遵守しなければなりません。

(15) 解体等工事に係る調査及び説明等（法第 18 条の 15）

解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書及び特定建築材料の有無の目視、その他の方法による調査を行い、当該工事の発注者へ書面を交付して説明しなければなりません。

また、調査を行ったときは当該調査の結果を県又は市へ報告しなければなりません。

(16) 特定粉じん排出等作業の作業基準の遵守義務（法第 18 条の 20）

特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、作業基準を遵守しなければなりません。

(17) 水銀等の排出基準の遵守義務（法第 18 条の 33）

水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者は、排出基準を遵守しなければなりません。

(18) 改善命令等（法第 14 条、法第 17 条の 11、法第 18 条の 11 及び法第 18 条の 34）

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、ばい煙発生施設が排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき、又は、排出口における揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認められるとき、又は特定粉じん排出者が排出し、若しくは飛散させる特定粉じんの当該工場・事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が規制基準に適合しないと認めるとき、又は排出口における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該施設の改善又は使用の一時停止を命ずることができます。

この改善命令等に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。

(19) 基準適合命令等（法第 18 条の 4）

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、一般粉じん発生施設が、構造、使用及び管理に関する基準を遵守していないと認めるときは、一般粉じん発生施設の基準適合又は使用の一時停止を命ずることができます。

この命令に違反した場合は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

(20) 作業基準適合命令等（法第 18 条の 21）

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が、作業基準を遵守していないと認めるときは、作業基準に従うべきこと又は作業の一時停止を命ずることができます。この命令に違反した場合は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

(21) 特定建築材料の除去等の方法（法第 18 条の 19）

特定工事（吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係るものに限る。）の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業について、吹付け石綿等の除去及び石綿の飛散防止のための処理を法で定める方法により行わなければなりません。

法第 18 条の 19 の規定に違反した場合は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられます。（P II-40 特定建築材料の除去等の方法 参照）

(22) 濃度の測定（法第 16 条、法第 17 条の 12、法第 18 条の 12 及び法第 18 条の 35）

ばい煙を排出する者、又は揮発性有機化合物排出者又は水銀排出者は、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を又は揮発性有機化合物濃度又は水銀濃度を測定し、その結果を記録し、3 年間保存しなければなりません。

また、特定粉じん排出者は、その工場・事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度を測定し、その結果を記録し、3 年間保存しなければなりません。

法第 16 条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合は、30 万円以下の罰金に処せられます。

(23) 事故時の措置（法第 17 条）

ばい煙発生施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い特定物質（政令で定めるアンモニア等の 28 物質）を発生する施設を工場・事業場に設置する者には、事故時の応急措置が義務づけられています。

さらに、その事故の状況を直ちに環境森林事務所等の長又は、宇都宮市長に通報しなければなりません。

知事又は宇都宮市長は、事故の拡大又は再発防止に必要な措置をとるべきことを命ずることが出来ます。

この命令に違反した場合は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

(24) 大気汚染状況の常時監視と緊急時の措置等（法第 22 条及び法第 23 条）

知事又は宇都宮市長は、大気汚染状況を常時監視しなければなりません。

知事は、大気の汚染が政令で定める場合に該当する事態（緊急時）が発生したときは、ばい煙排出者に、ばい煙量の減少について協力を求め、又は命令することができます。

4 その他

(1) 報告及び立入検査（法第 26 条）

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、法の施行に必要な限度において、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設又は水銀排出施設の設置者、特定粉じん排出者若しくは解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者若しくは下請負人に報告を求め、又はその職員に工場・事業場等に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができます。

これに違反等した場合は、30 万円以下の罰金に処せられます。

(2) 適用除外（法第 27 条）

電気事業法第 2 条第 1 項 18 号に規定する電気工作物、ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物又は鉱山保安法第 13 条第 1 項に規定施設についての設置等の届出、計画変更命令等の一部規定（ばい煙発生施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発

生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設については行政機関の長が許認可等を行い監督します。行政機関の長は、許認可等の内容を知事に通知します。知事は、法第 26 条の規定に基づき報告を求め、立入検査を行い、又はそこから排出されるばい煙、粉じんが大気を汚染し、人の健康、生活環境に被害が生ずると認めるときは、行政機関の長に電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置をとるべきことを要請できます。）

(3) 資料の提出の要求等（法第 28 条第 2 項）

知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に資料の送付その他の協力を求め、又は大気汚染防止に関し意見を述べることができます。

(4) 条例との関係（法第 32 条）

地方公共団体は、条例で、法に定めのないばい煙発生施設等への必要な規制を定めることができるものとされています。

県では、栃木県生活環境の保全等に関する条例で、ばい煙及び一般粉じんに係る規制を定めています。

第3 栃木県生活環境の保全等に関する条例の概要（大気）

1 目的（条例第1条）

この条例は、栃木県環境基本条例第3条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、公害の防止その他の事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、他の法令と相まって、生活環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康の保護及び快適な生活環境の確保に寄与することを目的としています。

2 特定施設（条例第2条第7項）

工場・事業場に設置される施設のうち、著しくばい煙、粉じんを発生し、排出し又は飛散させる施設で、規則で定めるものをいいます。

この規定は、法律の規制対象以外のものを規制対象とした、いわゆる「横出し」特定施設の規定です。

（P II-15 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙に係る特定施設 参照）

（P II-32 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じんに係る特定施設 参照）

3 規制基準（条例第5条）

ばい煙、粉じんに係る規制基準を定めています。

（P II-27 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙に係る特定施設の規制基準 参照）

（P II-41 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じんに係る特定施設の規制基準 参照）

4 届出（条例第7条～第11条）

工場・事業場は、特定施設についての届出（設置・使用・変更・承継）を環境森林事務所等の長又は宇都宮市長に届け出なければなりません。

（P II-51 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出等義務 参照）

5 計画変更命令等（条例第12条）

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、ばい煙に係る特定施設の設置届出、又は変更届出があった場合において、ばい煙の規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に計画の一部を変更、又は計画の廃止を命ずることができます。

この計画変更命令等に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

6 実施の制限（条例第13条）

ばい煙に係る特定施設の設置若しくは構造等の変更の届出をした者は、その届出が受理された日から60日間は、届出に係る施設を設置し、又はこれらの施設の構造、使用の方法若しくは公害の防止の方法を変更することができません。（粉じんに係る特定施設に係る届出には実施の制限はありません。）

これに違反した場合は、20万円以下の罰金に処せられます。なお、届出に係る事項の内容が相当であると認められるときは、この期間の短縮が認められることもあります。

7 屋外燃焼行為の制限（条例第 15 条）

何人も、燃焼禁止物質を屋外において燃焼させてはなりません。

（燃焼禁止物質）

ゴム、皮革、合成樹脂、木材、油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）、繊維（植物繊維を除く。）及びこれらを含むもの。

（適用除外）

- (1) 規則で定める焼却炉を用いて行う燃焼禁止物質の燃焼
- (2) 法令又はこれに基づく処分により行う燃焼禁止物質の燃焼
- (3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない燃焼禁止物質の燃焼又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である燃焼禁止物質の燃焼として規則で定めるもの

8 改善命令等（条例第 16 条）

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、ばい煙又は粉じんに係る特定施設が規制基準に適合していない、又は適合しないおそれがあると認めるとき、当該特定施設の改善又は使用の一時停止を命ずることができます。

この改善命令等に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

9 勧告等（条例第 17 条）

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、屋外燃焼行為の制限に違反している者があると認めるときは、期限を定めて、必要な措置をとることを勧告することができます。

なお、勧告に従わないときは、勧告に従うよう命ずることができます。

この命令に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

10 改善措置の届出（条例第 18 条）

計画変更命令等、改善命令等又は勧告等に係る命令を受けた者は、命令に基づく改善の措置をとったときは、速やかに、その旨を環境森林事務所等の長又は宇都宮市長に届け出なければなりません。

この届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、20 万円以下の罰金に処せられます。

11 ばい煙等の濃度等の測定（条例第 48 条）

特定工場等を設置している者は、規則で定めるところにより、当該特定施設に係るばい煙の濃度等を測定し、これを保存しなければなりません。

これに違反した場合は、20 万円以下の罰金に処せられます。

12 事故時における措置（条例第 49 条）

ばい煙に係る特定工場等を設置している者は、その設置している施設について、故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙等が大気中等に放出され、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、事故についての措置を講じ、速やかに復旧するよう努めなければなりません。

また、当該事故の状況や講じた措置の概要を速やかに知事に報告しなければなりません。ただし、大気汚染防止法の規定により通報等を行った場合にはこの限りではありません。

知事は、応急の措置の実施や事故を速やかに復旧すべきことを命ずることができます。
この命令に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

13 公害防止責任者の選任（条例第 50 条）

条例に基づくばい煙又は粉じんに係る特定施設、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設又はダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置している者は、特定施設の種類ごとにそれぞれ公害防止責任者を選任し、点検、補修等の業務を行わせなければなりません。ただし、公害防止管理者法に基づく公害防止管理者を選任している施設については、適用しません。

第4 大気汚染に係る環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 ※1	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント ※2	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

※1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

※2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注）炭化水素については、光化学オキシダントの環境基準を達成するための目標値として次のとおり濃度指針が定められている。

「午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が 0.20 ppmC から 0.31 ppmC の範囲以下であること。」

2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

注）ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

第5 規制対象施設及び規制基準

1 ばい煙発生施設の規制対象施設

(1) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設（法施行令第2条別表第1）

令別表 第1の 施設 番号	施設の名称	規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鋇炉（溶鋇用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ）が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200kg以上であること。
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置の内燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6リットル以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイトの製造のように供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること。

令別表 第1の 施設 番号	施設の名称	規模
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鋼用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
20	アルミニウムの精錬の用に供する電熱炉	電流容量が30キロアンペア以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としての燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること。
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。

令別表 第 1 の 施 設 番 号	施設の名称	規模
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 1 時間当たり 100 キログラム以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関（ガスエンジン）	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 リットル以上であること。
32	ガソリン機関（ガソリンエンジン）	

注) 重油換算方法

- 1 この表において液体燃料は 10 リットル、ガス燃料は 16m^3 、固体燃料は 16 キログラムを重油 10 リットルとして換算します。（昭和 46 年 8 月 25 日環大企第 5 号環境庁大気保全局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」の第 1 の 2）
- 2 31 及び 32 については、燃料の燃焼能力の重油換算を行う場合には、次によること。（平成 2 年 12 月 1 日環大規第 384 号の第 3 の 2）
 - (1) 燃料が気体の場合

燃料の種類によって発熱量の差が大きいため、次の換算式によること。

重油換算量（リットル／h）＝換算係数×気体燃料の燃焼能力（ m^3/h ）

換算係数＝気体燃料の発熱量（ kcal/m^3 ）／重油の発熱量（ $\text{kcal}/\text{リットル}$ ）

※ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は $9,600\text{kcal}/\text{リットル}$ とすること。
 - (2) 燃料が液体の場合

重油換算量（リットル／h）＝液体燃料の燃焼能力（リットル／h）とすること。

(2) 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙に係る特定施設
（条例施行規則第 4 条別表第 1 (1)）

規則別表 第 1 (1) の 施設番号	施設の名称及び規模
1	亜鉛又はアルミニウムの第 2 次精錬の用に供する溶解炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア未満であること。）
2	パルプ、紙製造業又は繊維工業（衣服その他繊維製品に係るものを除く。）の用に供する漂白施設（塩素又は次亜塩素酸ナトリウムを含む漂白剤を使用するものであって塩素（次亜塩素酸ナトリウムにあっては塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 10 キログラム以上であること。）
3	尿素樹脂、フェノール樹脂又はメラミン樹脂の製造又は加工（成形材料の成形加工を除く。）の用に供する反応施設及び熱処理施設（ホルマリンをホルムアルデヒド換算した処理能力が 1 時間当たり 10 キログラム以上であること。）
4	金属製品の製造の用に供する表面処理施設及び酸洗施設（塩酸を塩素換算した処理能力が 1 時間当たり 10 キログラム以上であること。）

注) 適用除外施設

- ・鉱山保安法第 13 条第 1 項に規定する建設物、工作物その他の施設
- ・電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物
- ・ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物

2 ばい煙発生施設の規制基準

(1) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係るいおう酸化物の排出基準

(法施行規則第3条)

ア 基準値

排出口の高さに応じて、いおう酸化物の許容排出量を定める方式で規制され、基準値はK値で表されます。

K値は、政令で定める地域ごとに環境省令で定められ、値が小さいほど厳しい基準となります。本県のK値は、次のとおりです。

(法施行規則第3条別表第1抜粋)

令別表第3の 地域番号	地域の名称	基準値 (K値)
23	宇都宮市 (旧河内町、旧上河内町地区を除く)	8.0
	鹿沼市 (旧粟野町地区を除く)	
	真岡市 (旧二宮町地区を除く)	
23 の 2	足利市	7.0
	佐野市 (旧田沼町、旧葛生町地区を除く)	
23 の 3	栃木市 (旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町、 旧西方町、旧岩舟町地区を除く)	7.0
	小山市	
	佐野市 (旧佐野市、旧田沼町地区を除く)	
100	その他の地域	17.5

イ いおう酸化物の許容排出量

いおう酸化物の許容排出量は、次により計算します。

$$q = K \times 10^{-3} \cdot H e^2$$

この式において、q、K及びH eは、それぞれ次の値を表します。

- q : いおう酸化物の許容排出量 (単位: 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時 (m³/h))
- K : 地域ごとのK値
- H e : 下記に規定する方法により補正された排出口の高さ (単位: m)

法第3条第2項第1号に規定する排出口の高さの補正は、次の算式によります。

(ただし、笠付の場合は $H_e = H_o$ とします。)

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \cdot (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式においては、 H_e 、 H_o 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表します。

- H_e : 補正された排出口の高さ (単位 : m)
- H_o : 排出口の実高さ (単位 : m)
- Q : 温度 15 度における排出ガス量 (単位 : m^3 / s)
- V : 排出ガスの排出速度 (単位 : m / s)
- T : 排出ガスの温度 (単位 : 絶対温度)

(2) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係るばいじんの排出基準

(法施行規則第4条別表第2抜粋)

令別表 第1の 施設番号	施設の名称 (排出ガス量 : 単位 $10^4 m^3 / h$)	本則		附則	
		(g / m^3)	O n (%)	(g / m^3)	O n (%)
1	ガス専焼ボイラー 4 ~ (4以上)	0.05	5	〔 小型ボイラーの基準につ いては(7)を参照のこと。 〕	
	~ 4 (4未満)	0.10	5		
	液体燃料 (黒液を除く。以下この表において同じ。)の専焼又はガス及び液体燃料の混焼ボイラー				
	20 ~	0.05	4	(0.07)	
	4 ~ 20	0.15	4	(0.18)	
	1 ~ 4	0.25	4		
	~ 1	0.30	4		※
	黒液専焼並びに黒液及びガス又は液体燃料の混焼ボイラー				
	20 ~	0.15	O s	(0.20)	
	4 ~ 20	0.25	O s	(0.35)	
	~ 4	0.30	O s	(0.35)	
	石炭燃焼ボイラー				発熱量
	20 ~	0.10	6	(0.15)	20,930.25kJ
	4 ~ 20	0.20	6	(0.25)	／kgを超える石
	~ 4	0.30	6	(0.35)	炭を燃焼させる 場合に限る。

令別表 第1の 施設番号	施設の名称 (排出ガス量： 単位 10 ⁴ m ³ /h)	本則		附則	
		(g/m ³)	O n (%)	(g/m ³)	O n (%)
1	石炭燃焼ボイラー 20～	0.10	6	(0.45)	発熱量 20,930.25kJ /kg以下の石炭 を燃焼させる場 合に限る。
	4～20	0.20	6	(0.45)	
	～4	0.30	6	(0.45)	
	その他のボイラー 4～	0.30	6		※
	～4	0.30	6	(0.40)	※
2	ガス発生炉	0.05	7		
3	焙焼炉 4～	0.10	O s		
	～4	0.15	O s		
5	金属溶解炉 4～	0.10	O s	〔アルミニウムの 地金、合 金の製造 又はアルミ ウムの再生 の反射炉 は0.30〕	
	～4	0.20	O s		
6	金属加熱炉 4～	0.10	11	(0.15)	※
	～4	0.20	11	(0.25)	※
7	石油加熱炉 4～	0.10	6	〔潤滑油の 製造の用 に供する 1万m ³ /h未満 のものは 0.18〕	
	～4	0.15	6		
9	石炭焼成炉 (土中釜)	0.40	15		
	(その他)	0.30	15		
	その他の焼成炉 (セメント製造用)	0.10	10		
	〔耐火レンガ又は 耐火物原料製造用〕 4～	0.10	18		
	～4	0.20	18		
	(その他) 4～	0.15	15		※
	～4	0.25	15		※

令別表 第1の 施設番号	施設の名称 (排出ガス量： 単位 $10^4 \text{ m}^3/\text{h}$)	本則		附則	
		(g/m^3)	O n (%)	(g/m^3)	O n (%)
9	熔融炉 〔板ガラス又はガラス繊維又はガラス繊維製品の製造用〕				
	4～ ～4	0.10 0.15	15 15		
	〔光学ガラス、電気ガラス又はフリット製造用〕				
	4～ ～4 (その他) 4～ ～4	0.10 0.15 0.10 0.20	16 16 15 15	(0.30)	
10	反応炉・直火炉 4～ ～4	0.15 0.20	6 6	〔活性炭製造用の $1 \text{ 万 m}^3/\text{h}$ 未満の反応炉は 0.30〕	※ ※
11	乾燥炉（骨材乾燥炉を除く） 4～	0.15	16 〔ただし直接熱風乾燥炉は 0s とする〕		
	～4	0.20	16 〔ただし直接熱風乾燥炉は 0s とする〕	〔 $1 \text{ 万} \sim 4 \text{ 万 m}^3/\text{h}$ は 0.30 $1 \text{ 万 m}^3/\text{h}$ 未満は 0.35〕	
	骨材乾燥炉	0.50	16 〔ただし直接熱風乾燥炉は 0s とする〕	〔 $2 \text{ 万 m}^3/\text{h}$ 未満は 0.60〕	
12	電気炉 〔ケイ素含有率 40% 以上の合金鉄製造用〕	0.20	O s		
	〔ケイ素含有率 40% 未満の合金鉄及びカーバイドの製造用〕	0.15	O s		
	(その他)	0.10	O s		
13	廃棄物焼却炉				
	焼却能力 4 t～	0.04	12	(0.08)	
	〃 2 t～4 t	0.08	12	(0.15)	
	〃 ～2 t	0.15	12	(0.25)	

令別表 第1の 施設番号	施設の名称 (排出ガス量： 単位 10 ⁴ m ³ /h)	本則		附則	
		(g/m ³)	O n (%)	(g/m ³)	O n (%)
24	鉛の二次精錬等用溶解炉 4～ ～4	0.10 0.20	O s O s		
25	鉛蓄電池製造用溶解炉 4～ ～4	0.10 0.15	O s O s		
29	ガスタービン	0.05	16	〔基準については(8)を参照のこと〕	
30	ディーゼル機関	0.10	13	〔同上〕	
31	ガス機関	0.05	0	〔非常用は当面適用猶予〕	
32	ガソリン機関	0.05	0	〔同上〕	

※ 標準酸素濃度補正方式の適用を当分の間猶予することを示す。

注1) 令別表第1の施設番号が2、4、8～8-2、14～23、26～28、の施設及び3のうちの焼結炉、煅焼炉については、掲載を省略した。

注2) 本則とは、大気汚染防止法施行規則別表第2のばいじんの排出基準を示し、附則とは、暫定排出基準及び適用猶予期間を示す。

注3) O nとは、各施設に適用される標準酸素濃度を示し、O sとは、排出ガス中の酸素濃度（当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。）を示す。

なお、熱源として電気を使用するものは、O n=O sとする。

標準酸素濃度換算をする場合には、次の算出式による。

$$C = \frac{21 - O n}{21 - O s} \cdot C s$$

$$\left[\begin{array}{l} C : \text{ばいじんの量 (単位: g/m}^3\text{)} \\ C s : \text{J I S Z 8808 に定める方法により測定されたばいじんの濃度を温度が零度であって 圧力が1気圧の状態における排出ガス1m}^3\text{中の量に換算したもの (単位: g/m}^3\text{)} \end{array} \right.$$

注4) () 内の数字等は、昭和57(1982)年6月1日、廃棄物焼却炉については平成10(1998)年7月1日において現に設置されている施設（設置工事に着手したものを含む）に対し当分の間適用する基準値等を示す。

(3) 窒素酸化物の排出基準
(法施行規則第5条別表第3の2抜粋)

令別表 第 1 の 施設 番号	施設の名称 (排ガス量： 単位 10 ⁴ m ³ /h)	基準値 （p p m）							
		設置 年月 日 On		48(1973). 8. 10 ～ 48(1973). 8. 9	50(1975). 12. 10 ～ 50(1975). 12. 9	52(1977). 6. 18 ～ 52(1977). 6. 17	54(1979). 8. 10 ～ 54(1979). 8. 9	62(1987). 4. 1 ～ 62(1987). 3. 31	
1	ガス専焼ボイラー	5							
	50～		130	130	100	60	60	60	
	10～50		130	130	100	100	100	100	
	4～10		130	130	130	100	100	100	
	1～4		150	150	130	130	130	130	
	～1		150	150	150	150	150	150	
	固体燃焼ボイラー 〔散布式ストーカ型流 動層燃焼方式につい ては規則参照のこと〕	6							
	70～		400	300	300	300	300	200	
	50～70		420	300	300	300	300	250	
	20～50		420	350	300	300	300	250	
	4～20		450	350	300	300	300	250	
	0.5～4		450	380	350	350	350	350	
	～0.5	480	480	480	380	～58.9.9 380 58.9.10～ 350	350		
	液体燃焼ボイラー 〔原油タール燃料、排 脱付については規則 参照のこと〕	4							
	50～		180	180	150	130	130	130	
	10～50		190	180	150	150	150	150	
	4～10		190	180	150	150	150	150	
	1～4		230	230	150	150	150	150	
	～1		250	250	250	～58.9.9 250 58.9.10～ 180	180	180	
	小型ボイラーの基準については(7)を参照のこと								
	2	ガス発生炉	7	170	170	170	170	150	150
	3	焙焼炉	14	250	250	250	250	220	220
5	溶解炉 (キューボラを除く)	12	200	200	200	200	180	180	

令別表 第1の 施設 番号	施設の名称 (排ガス量： 単位 10 ⁴ m ³ /h)	基準値 (p p m)						
		設置 年月 日		48(1973). 8.10	50(1975). 12.10	52(1977). 6.18	54(1979). 8.10	62(1987) .4.1
		On	～ 48(1973). 8.9	～ 50(1975). 12.9	～ 52(1977). 6.17	～ 54(1979). 8.9	～ 62(1987). 3.31	～
6	金属加熱炉 (ラジアントチューブ型)							
	10～	11	200	200	150	100	100	100
	4～10		200	200	150	150	150	150
	1～4		200	200	150	150	150	150
	0.5～1		200	200	200	150	150	150
	～0.5		200	200	200	180	180	180
	(鍛接鋼管用)							
	10～	11			100	100	100	100
	1～10					180	180	180
	0.5～1					150	150	150
	～0.5					180	180	180
	(上記金属加熱炉を除く)							
	10～	11	160	160	100	100	100	100
	4～10		170	170	150	130	130	130
	1～4		170	170	150	130	130	130
	0.5～1		170	170	170	150	150	150
	～0.5		200	200	200	180	180	180
7	石油加熱炉 (コールタール製品製造用)	6						
	10～		170	170	100	100	100	100
	4～10		170	170	100	100	100	100
	1～4		180	180	150	130	130	130
	0.5～1		180	180	180	150	150	150
	～0.5		200	200	200	180	180	180
9	石炭焼成炉 (ガス燃焼のロータリー キルン)	15	300	300	300	300	250	250
	セメント焼成炉(湿式)							
	10～	10			250	250	250	250
	～10					350	350	350
	セメント焼成炉 (湿式を除く)	10	480	480	250	250	250	250
	10～		480	480	480	350	350	350
	～10							
	耐火物原料、耐火レンガ 製造用焼成炉	18	450	450	450	450	400	400
	板ガラス、ガラス繊維製 造用溶融炉	15	400	400	400	400	360	360
	フリット、光学ガラス、 電気ガラス製造用溶融炉	16	900	900	900	900	800	800
	その他のガラス製造用溶 融炉	15	500	500	500	500	450	450
	その他の焼成炉、溶融炉	15	200	200	200	200	180	180

令別表 第 1 の 施設 番号	施設の名称 (排ガス量： 単位 10 ⁴ m ³ /h)	基準値 (p p m)						
		設置 年月 日 0n	48(1973). 8. 10 ～ 48(1973). 8. 9	50(1975). 12. 10 ～ 50(1975). 12. 9	52(1977). 6. 18 ～ 52(1977). 6. 17	54(1979). 8. 10 ～ 54(1979). 8. 9	62(1987). 4. 1 ～ 62(1987). 3. 31	62(1987) 4. 1 ～
10	反応炉・直下炉 〔硫酸カリウムの製造 の用に供する反応炉 は規則参照のこと〕	6	200	200	200	200	180	180
11	乾燥炉	16	250	250	250	250	230	230
13	廃棄物焼却炉 (連続炉に限る) 4～	12						
	～4		300	300	300	250	250	250
	廃棄物焼却炉 (連続炉以外のもの) 4～	12	300	300	300	300	250	250
	～4							
	浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉に限る) 4～	12				250	250	250
	～4		900	900	900	450	450	450
	特殊廃棄物焼却炉 (連続炉に限る) 4～	12	900	900	900	900	450	450
	～4		300	300	300	250	250	250
24	鉛の二次精錬等用溶解炉	12	200	200	200	200	180	180
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	12	200	200	200	200	180	180
29	ガスタービン	16	〔 基準については(8)、(9)を参照のこと 〕					
30	ディーゼル機関	13						
31	ガス機関	0	〔 基準については(9)を参照のこと 〕					
32	ガソリン機関	0						

注 1) 令別表第 1 の施設番号が、2、4、8～8-2、14、18、21、23、26、27、28 の施設、及び 3 のうち焼結炉、煅焼炉、7 のうちのコールタール製造用以外の石油加熱炉については、掲載を省略した。また、施設番号が 12、15、16、17、19、20、22 の施設及び熱源として電気のみを使用する施設はすべて適用除外となる。

注 2) この表の窒素酸化物の量は次の式により算出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

ただし、令別表第1の施設番号が9の施設のうち、板ガラス又はガラス繊維製造用溶融炉、光学ガラス、電気ガラス又はフリット製造用溶融炉、その他のガラス製造用溶融炉において専ら酸素を用いて燃焼を行うものにあつては、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s \cdot 1 / 4$$

C : 窒素酸化物の量 (単位: ppm)
 O_n : 表中の値
 O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が20%を超える場合は20%とする。)
 (単位: %)
 C_s : JISK0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を温度が零度であつて圧力が1気圧の状態における排出ガス1m³中の量に換算したもの。(単位 ppm)

(4) 大気汚染防止法に基づく有害物質の排出基準

(法施行規則第5条別表第3)

有害物質の種類	令別表第1の施設番号	施設の名称	基準値 (mg/m ³)
カドミウム及びその化合物	9	ガラス又はガラス製品の製造の用に供する焼成炉及び溶解炉 (原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。)	1.0
	14	焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	
	15	乾燥施設	
塩素	16	塩素急速冷却施設	30
	17	溶解槽	
	18	反応炉	
	19	塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	
塩化水素	13	廃棄物焼却炉	700
	16	塩素急速冷却施設	80
	17	溶解槽	
	18	反応炉	
	19	塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	
弗素、弗化水素及び弗化珪素	9	ガラス又はガラス製品の製造の用に供する焼成炉及び溶解炉 (原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。)	10
	21	反応施設 (過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く。)、濃縮施設及び溶解炉 (磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く。)に限る。	
	22	凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設	

有害物質の 種類	令 別 表 第 1 の 施 設 番 号	施設の名称	基準値 (mg/m ³)
弗素、弗化 水素及び弗 化珪素	23	反応施設、乾燥炉及び焼成炉	10
	20	電解炉	1.0 (3.0)
	21	反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものに限る。）及び溶解炉のうち電気炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）に限る。	15
		焼成炉及び溶解炉のうち平炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）に限る。	20
鉛及びその 化合物	9	ガラス又はガラス製品の製造の用に供する焼成炉及び溶解炉（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）	20
	14	焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉に限る。	10
	24	溶解炉	
	25	溶解炉	
	26	溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	
	14	焼結炉及び溶鋳炉に限る。	30

注 1) 塩化水素の量（令別表第 1 の 13 項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : 塩化水素の量（単位：mg/m³）

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度（単位：%）

C_s : J I S K0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態における排ガス 1 m³ 中の量に換算したもの。
（単位：mg/m³）

注 2) 弗素、弗化水素及び弗化珪素に関する施設で令別表第 1 の 20 項に掲げる電解炉の基準の（ ）内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量とする。

(5) 大気汚染防止法に基づく有害物質の排出基準を定める条例（上乘せ排出基準）

有害物質の種類	令別表第1の施設番号	施設の名称	基準値 (mg/m ³)
塩素及び塩化水素	5	溶解炉	15 (塩素) 40 (塩化水素)
	16	塩素急速冷却施設	
	17	溶解槽	
	18	反応炉	
	19	塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	
弗素、弗化水素及び弗化珪素	9	焼成炉及び溶解炉 〔 ガラス、ガラス製品、レンガ、タイル、かわら 又は陶磁器製品の製造の用に供するものに限る。 〕	0.84 (弗素換算)
	20	電解炉	
	21	反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉のうちの一部	
	22	凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設	
	23	反応施設、乾燥炉及び焼成炉	

注1) 排出基準は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルあたりに含まれる有害物質の量とする。

注2) 有害物質の量は、塩素にあつては日本産業規格（以下「規格」という。）K0106に定める方法により測定される量として、塩化水素にあつては規格K0107に定める方法により測定される量として、弗素、弗化水素及び弗化珪素にあつては規格K0105に定める方法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

注3) 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

(6) 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙に係る特定施設の規制基準
(条例施行規則第6条別表第3(1))

有害物質の種類	条例施行規則 別表第1(1) の施設番号	施設の名称	基準値 (mg/m ³)
塩素	1	溶解炉	15
	2	漂白施設	
塩化水素	1	溶解炉	40
	4	表面処理施設及び酸洗施設	
ホルムアルデヒド	3	反応施設及び熱処理施設	30

注1) この表の第4欄に掲げる数値は、温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル当りに含まれる有害物質の量とする。

注2) 測定点は、ばい煙に係る特定施設の排出口（ばい煙に係る特定施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。）とする。

注3) この表の第4欄に掲げる有害物質の量は、1の項に掲げるものにあつては日本産業規格（以下「規格」という。）K0106に定める方法により測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0303に定める方法により測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を越えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

注4) 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

(7) 小型ボイラーの排出基準

令別表第1の1項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10平方メートル未満のもの（「小型ボイラー」という。）は、次の特例が適用されます。

	汚染物質	排出基準
既設 (～昭60(1985). 9. 9)	SO _x ばいじん NO _x	当面適用しない。
新設 (昭60(1985). 9. 10～)	SO _x	現在定められている基準（いわゆるK値規制）がそのまま適用される。
	ばいじん	・ガス、灯油、軽油、又はA重油を使用する施設については当面適用しない。 ・その他の施設に対しては、現在規制対象になっているボイラーのうち最小規模のものに対し定められている基準0.3g/m³が適用される。 ただし、施行の日（昭60（1985）.9.10）から5年以内に設置されたものは0.5g/m³とする。
	NO _x	・ガス、灯油、軽油、又はA重油を使用する施設については当面適用しない。 ・その他の施設に対しては、次のとおりとする。 液体燃料 260 ppm 〔ただし、施行の日（昭60（1985）.9.10）から〕 5年以内に設置されたものは 300 ppm〕 固体燃料 350 ppm

(8) ガスタービン・ディーゼル機関に係る排出基準

	常用・非常用の別	排出基準	
既設 (～昭63(1988). 1. 31)	常用	SO _x	排ガス量が1万 m ³ /h以上の施設には現在定められている基準（いわゆるK値規制）が適用される。 ただし、排ガス量が1万 m ³ /h未満の施設については、当面適用しない。
		ばいじん	当面適用しない。
		NO _x	当面適用しない。
	非常用	SO _x ばいじん NO _x	当面適用しない。
新設 (昭63(1988). 2. 1～)	常用	SO _x	現在定められている基準（いわゆるK値規制）がそのまま適用される。
		ばいじん	ガスタービン 0.05 g/m ³ ディーゼル機関 0.10 g/m ³
		NO _x	(9)を参照
	非常用	SO _x ばいじん NO _x	当面適用しない。

(9) ガスタービン・ディーゼル機関等に係る排出基準 (NO_x)

令別表 第1の 施設 番号	施設の名称 (排ガス量： 単位 10 ⁴ m ³ /h)	基準値 (ppm)					
		設置 年月 日 On	～ 63(1988) . 1.31	63(1988). 2.1 ～ 1(1989). 7.31	1(1989). 8.1 ～ 3(1991). 1.31	3(1991). 2.1 ～ 3(1994). 1.31	3(1994). 2.1 ～
29	ガスタービン (ガス専焼) 4.5～ ～4.5	16		70	70	70	70
		16		90	70	70	70
	液体専焼及びガス、 液体混焼 4.5～ ～4.5	16		100	100	70	70
		16		120	100	70	70
30	ディーゼル機関						
	大型〔シリンダ径 400mm以上〕	13		1600	1400	1200	1200 (※)
	小型〔シリンダ径 400mm未満〕	13		950	950	950	950
31	ガス機関	0	2000	2000	2000	1000	600
32	ガソリン機関	0	2000	2000	2000	1000	600

※ ディーゼル機関のばい煙対策の進捗状況により、適切な時期に 950ppm とする。

3 揮発性有機化合物排出施設の規制対象（法施行令第2条の3別表第1の2）

令別表 第1の 2施設 番号	施設の名称	規模
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力。以下同じ。）が1時間当たり3,000立方メートル以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が1時間当たり100,000立方メートル以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり10,000立方メートル以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000立方メートル以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり15,000立方メートル以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり7,000立方メートル以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり27,000立方メートル以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5平方メートル以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000キロリットル以上のもの

注）揮発性有機化合物（VOC）とは、大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物で以下の物質を除くもの。

（除外物質）

- 1 メタン
- 2 クロロジフルオロメタン（別名 HCFC-22）
- 3 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン（別名 HCFC-124）
- 4 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン（別名 HCFC-141b）
- 5 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン（別名 HCFC-142b）
- 6 3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン（別名 HCFC-225ca）
- 7 1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン（別名 HCFC-225cb）
- 8 1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン（別名 HFC-43-10mee）

4 揮発性有機化合物排出施設の排出基準
(法施行規則第15条の2別表第5の2)

規則別表 5の 2の 番号	令別表 第1の 2施設 番号	施設の名称	規模要件	排出基準 (炭素数が1の揮発性有機化合物の容量に換算したもの)	
1	1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力 3,000m ³ /時以上のもの	600ppmC	
2	2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が 100,000m ³ /時以上のもの	自動車の製造の用に供するもの	既設 700ppmC 新設 400ppmC
3				その他のもの	700ppmC
4	3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が 10,000m ³ /時以上のもの	木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000ppmC
5				その他のもの	600ppmC
6	4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力 5,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
7	5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が 15,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
8	6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力 7,000m ³ /時以上のもの	400ppmC	
9	7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 27,000m ³ /時以上のもの	700ppmC	
10	8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する面の面積が 5 m ² 以上のもの	400ppmC	
11	9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	1,000kL 以上のもの（ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が 2,000kL 以上のものについて排出基準を適用する。）	60,000ppmC	

5 粉じん発生施設等の規制対象

(1) 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設

(法施行令第3条別表第2)

令別表 第2の 施設番 号	施設の名称	規模
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。

(2) 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じんに係る特定施設

(条例施行規則第4条別表第1(2))

規則別表 第1(2)の 施設番号	施設の名称（規模）
1	飼料又は有機質肥料の用に供する粉砕施設及びふるい（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）
2	窯業土石又は鉱物（コークスを含む。）の用に供する施設であって次に掲げるもの（湿式のもの及び密閉式のものを除く。） ア 破砕機及び摩砕機（原動機の定格出力が37.5キロワット以上であること。） イ ふるい（原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。） ウ 消化施設 エ 包装施設 オ たい積場（面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満であること。）
3	活性炭又は炭素製品の用に供する施設であって次に掲げるもの（湿式のもの及び密閉式のものを除く。） ア 活性炭製造施設（塩化亜鉛を使用する反応炉を除く。） イ 練炭又は豆炭製造施設 ウ 素灰製造施設

注) 適用除外施設

- ・大気汚染防止法第2条第6項に規定する一般粉じん発生施設
- ・鉱山保安法第13条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設
- ・電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- ・ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物

(3) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設
(法施行令第3条の2別表第2の2)

令別表 第2の2 施設番号	施設の名称	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
2	混合機	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
3	紡織用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
5	研磨機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
6	切削用機械	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
7	破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
9	穿孔機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。		

(4) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業
(法施行令第3条の4)

ア 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業

イ 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を改造し、又は補修する作業

注1) 特定建築材料とは吹付石綿その他の石綿を含有する建築材料をいう。(法施行令第3条の3)

1 吹付け石綿※

2 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）

3 石綿含有仕上塗材

4 石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材及び石綿を含有する仕上塗材を除く。以下、石綿含有成形版等という。）

※ 石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石）は、吹付け石綿として扱う。

注2) 上記1、2に係る特定工事は特定粉じん排出等作業実施届出が必要。

(P II-49 大気汚染防止法に基づく届出等義務 参照)

6 粉じん発生施設等の規制基準

(1) 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準 (法施行規則第 16 条別表第 6)

令別表 第 2 の 施設番号	施設の名称	基準
1	コークス炉	1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含み、石綿は除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に下記の 3 又は 4 の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	5 の基準は、「4 の基準」と同じ。

(2) 特定粉じんの敷地境界基準

(法施行規則第 16 条の 2)

大気中の石綿の濃度が 1 リットルにつき 10 本以下であること。

(3) 特定粉じん排出等作業等の規制

ア 解体等工事に係る調査及び説明等（法第 18 条の 15）

元請業者は解体等工事を行うときは、特定粉じんの有無にかかわらず、次に掲げる事項により調査、説明等を行うこと。なお、自主施工者は、次の 1、3、4、5 を行うこと。

		項 目
1	調査方法 ^{注1}	イ 設計図書その他の書面調査 ^{注2} ロ 特定建築材料の有無の目視による調査 ^{注2} ハ イ、ロにより明らかにならなかった場合は分析調査 ただし、解体等工事が特定工事に該当するとみなして、法及び法に基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、ハの限りではない。
2	発注者へ調査結果の説明 ^{注1} (写しを 3 年間保存)	調査結果、調査終了年月日、調査の方法、及び次の①、② ① 特定工事である場合 イ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類、その使用箇所及び使用面積 ロ 特定粉じん排出等作業の種類 ハ 特定粉じん排出等作業の実施期間 ニ 特定粉じん排出等作業の方法 ホ 調査を行った者の氏名及び必要な知識を有することを明らかにする事項 (R5. 10. 1～ 工作物については R8. 1. 1～) ヘ 特定粉じん排出等作業の工程の概要 ト 元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ② 特定工事（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材）である場合は①に加えて次の事項 イ 「キ 特定建築材料の除去等の方法」の方法により行わないときはその理由 ロ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ハ 下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
3	記録の作成 (3 年間保存)	イ 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ロ 解体工事の場所、解体等工事の名称及び概要 ハ 調査終了年月日及び調査の方法 ニ 解体等工事に係る建築物の設置の工事に着手した年月日 ホ 解体等工事に係る建築物等の概要 ヘ 改造、補修を伴う作業の場合、作業の対象となる建築物等の部分 ト 調査を行った者の氏名（必要な知識を有することを証明する書類の写しを添付） (R5. 10. 1～ 工作物については R8. 1. 1～) チ 分析調査をした場合は調査箇所、調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称 リ 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事とみなした場合はその旨）及びその根拠
4	調査結果の現場備え置き及び掲示(日本産業規格 A 3 以上)	イ 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者名 ロ 調査終了年月日及び調査の方法 ハ 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類
5	調査結果報告	P II-49 第 7 届出等 参照

注 1) 次に掲げる建築物等を解体、改造、補修することが明らかな場合は 1、2 の限りではない。

イ	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物・工作物
ロ	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した非鉄金製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。）であって、平成 19 年 10 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
ハ	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備（配管を含む。）であって、平成 21 年 4 月 1 日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの
ニ	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む。）であって、平成 23 年 3 月 1 日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの

ホ	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む。）であつて、平成 24 年 3 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
---	---

注 2) 調査は次の者が行うこと。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物を改造又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。（R5. 10. 1～ 工作物については R8. 1. 1～）

	必要な知識を有する者
イ	建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者 （この講習のうち、「一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義」を受講し、修了した者は、一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る。）
ロ	令和 5 (2023) 年 9 月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

イ 作業基準（法施行規則第 16 条別表第 7）

項	作業の種類	作業基準
1	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設けること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本産業規格 Z8122 に定める H E P A フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。

2	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの	第5項に掲げるものを除く	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
3	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業又は建築物等を改造し、又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業	第5項に掲げるものを除く	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。） ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
4	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業又は建築物等を改造し、又は補修する作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業	第1項から第3項まで及び第5項に掲げるものを除く	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を切断、破砕等をすることなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 石綿含有成形板等のうち、石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

5	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
6	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は第1項イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は第2項イからハまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、第1項イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは、「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

ウ 計画の作成義務（法施行規則第16条の4第1号）

次に掲げる事項を記載した計画を作成し、計画に基づき作業を行うこと。

	項 目
イ	特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ロ	特定工事の場所
ハ	特定粉じん排出等作業の種類
ニ	特定粉じん排出等作業の実施の期間
ホ	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
ヘ	特定粉じん排出等作業の方法
ト	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
チ	特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
リ	特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
ヌ	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

エ 掲示板の掲示義務（法施行規則第 16 条の 4 第 2 号）

見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板を設けること。

(ア) 日本産業規格 A 3 以上であること。

(イ) 次に掲げる事項を表示すること。

	項 目
イ	特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
ロ	吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定工事に該当する場合は、法第 18 条の 17 第 1 項又は第 2 項の届出年月日及び届出先
ハ	特定粉じん排出等作業の実施の期間
ニ	特定粉じん排出等作業の方法
ホ	特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

オ 作業が適切に行われているかの確認（法施行規則第 16 条の 4 第 3 号、第 4 号）

(ア) 作業中の記録の作成・保存

特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、次に掲げる事項により「作業中の記録」を作成し、工事が終了するまでの間保存すること。

	「作業中の記録」記載事項
イ	作業完了の確認をした年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名
ロ	「イ 作業基準」第 1 項に掲げる作業並びに同第 6 項イ及びハの作業を行ったときは、①同第 1 項のハ、ニ、ヘ及びトに規定する確認した年月日、②確認方法、③確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。）及び④確認を行った者の氏名
ハ	その他

(イ) 元請業者の責務

下請負人に委託した場合、特定工事の元請業者は、下請負人が作成した「作業中の記録」により、特定粉じん排出等作業が計画に基づき適切に行われていることを確認すること。

カ 作業完了の確認（法施行規則第 16 条の 4 第 5 号）

特定工事の元請業者又は自主施工者は、特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込めの完了後（隔離したときは隔離を解く前に）、除去等が完了したことを次の者に目視により確認させること。

	必要な知識を有する者
イ	建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者 （この講習のうち、「一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義」を受講し、修了した者は、一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る。）
ロ	令和 5（2023）年 9 月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
ハ	石綿作業主任者

キ 特定建築材料の除去等の方法（法第 18 条の 19）

特定工事（吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係るものに限る。）における特定粉じん排出等作業は次の方法により行わなければならない。

措 置	方 法
建築物等からの除去	イ 特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破碎することなくそのまま建築物等から取り外す方法
	ロ 特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、隔離場所において HEPA フィルタをつけた集じん・排気装置を使用する方法
	ハ ロに規定する方法と同等以上の効果を有する方法（グローブバッグ等）
特定粉じんの飛散を防止する方法	特定建築材料を被覆し、又は特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を特定建築材料に固着させる次の方法 イ 囲い込み ロ 封じ込め ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の囲い込み等を行う場合又は吹付け石綿封じ込めを行う場合は、囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、隔離場所において HEPA フィルタをつけた集じん・排気装置を使用する方法

ク 特定粉じん排出等作業の結果の報告等（法第 18 条の 23）

特定工事の元請業者は特定粉じん排出等作業が終了したときは、次の事項を行うこと。

自主施行者は特定粉じん排出等作業が終了したときは、次の 2 について行うこと。

		報告（記載）内容	保存方法	備考
1	発注者への報告	イ 特定粉じん排出等作業が完了した年月日 ロ 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要 ハ 作業完了の確認を行った者の氏名及び必要な知識を有するに該当することを明らかにする事項	「作業完了の確認を行った者が必要な者に該当する証明書」とともに、特定工事が終了した日から 3 年間保存	作業終了後遅延なく行うこと。
2	特定粉じん排出等作業に関する記録	イ 特定工事の元請又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ロ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡事項 ハ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ニ 特定工事の場所 ホ 特定粉じん排出等作業の種類 ヘ 特定粉じん排出等作業を実施した期間 ト 作業中の記録		

(4) 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じんに係る特定施設の規制基準
(条例施行規則第6条別表第3(2))

規則別表 第1(2)の 施設番号	施設の名称	基準
1	飼料又は有機質肥料の用に供する粉砕施設及びふるい	次の各号のいずれかに該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 防じんカバーで覆われていること。 4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	窯業土石又は鉱物の用に供する施設（堆積場を除く。）	次の各号のいずれかに該当すること 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーで覆われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
	窯業土石又は鉱物の用に供する施設（堆積場に限る。）	次の各号のいずれかに該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーで覆われていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	活性炭又は炭素製品の用に供する施設	次の各号のいずれかに該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 防じんカバーで覆われていること。 4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

7 水銀排出施設の規制対象

(法施行令第3条の5、法施行規則別表第3の3)

規則別表 第3の3 施設番号	施設の名称		規模
1	小型石炭混焼ボイラー		令別表第1の1のボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、バーナー燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの(石炭を専焼させるものを除く。)
2	石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー		令別表第1の1のボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの
3	一次施設	銅又は工業金	令別表第1の3～5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち銅又は金の一次精錬用のもの(専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)
4		鉛又は亜鉛	令別表第1の3～5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち鉛又は亜鉛の一次精錬用のもの(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)
5	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	・令別表第1の3～5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち銅又は、鉛又は亜鉛の二次精錬用のもの ・令別表第1の24に掲げる溶解炉のうち鉛の二次精錬(鉛合金の製造を含まない)用のもの ・ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の3に掲げる施設(製鋼用電気炉ばんじんから亜鉛を回収する焙焼炉等)(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)
6		工業金	令別表第1の3～5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち金の二次精錬用のもの(専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)
7	セメントの製造の用に供する焼成炉		令別表第1の9に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉、下水汚泥焼却炉)		・令別表第1の13に掲げる廃棄物焼却炉 ・一般廃棄物の焼却施設(廃棄物処理法第8条第1項)、産業廃棄物の焼却施設(廃棄物処理法第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号、第13の2号)であって、火格子面積が2m²以上若しくは焼却能力が200kg/時以上のもの(専ら排出事業者が設置する廃油焼却施設であって、原油精製工程から排出された廃油以外を取り扱うものを除く。)
9	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る)(施設規模の裾切りはなし)

8 水銀排出施設の排出基準

(法施行規則第 16 条の 17 別表第 3 の 3)

令別表 第 3 の 3 施設番号	施設の名称		排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) (※ 1)	
			新規施設	既存施設 (※ 2)
1	小型石炭混焼ボイラー		10	15
2	石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー		8	10
3	一次施設	銅又は工業金	15	30
4		鉛又は亜鉛	30	50
5	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	100	400
6		工業金	30	50
7	セメントの製造の用に供する焼成炉		50	80(※ 3)
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉、下水汚 泥焼却炉)		30	50
9	水銀含有汚泥等の焼却炉等		50	100

※ 1 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が 5 割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

※ 2 施行日（平成 30（2018）年 4 月 1 日）において現に設置されている施設（施設の工事が着手されているものを含む。）

※ 3 原料とする石灰石 1 kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては $140 \mu\text{g}/\text{m}^3$ です。

9 要排出抑制施設

(法施行令第 10 条の 2 別表第 4 の 2)

令別表 4 の 2 の 施設番号	施設の名称
1	製鉄の用に供する焼結炉（ペレットを含む。）
2	製鋼の用に供する電気炉

10 指定物質排出施設

(法施行令附則第4項別表第6)

令別表 第6施設 番号	施設の名称	規模
1	ベンゼン（濃度が体積百分率 60 パーセント以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設	送風機の送風能力が 1 時間当たり 1,000 立方メートル以上のもの
2	コークス炉	原料の処理能力が 1 日当たり 20 トン以上のもの
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	——
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	——
5	ベンゼンの貯蔵タンク	容量が 500 キロリットル以上のもの
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設（密閉式のものを除く。）	ベンゼンの処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上のもの
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設	送風機の送風能力が 1 時間当たり 1,000 立方メートル以上のもの
8	トリクロロエチレン等の混合施設（密閉式のものを除く。）	混合槽の容量が 5 キロリットル以上のもの
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。）	——
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く。）	トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が 3 平方メートル以上のもの
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機	処理能力が 1 回当たり 30 キログラム以上のもの

11 指定物質排出施設の規制基準

(環境庁告示第5号、第6号：平成9（1997）年2月6日）

(1) ベンゼンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準の対応

指定物質排出施設（政令で指定）	指定物質抑制基準（告示で設定）
1 ベンゼン（濃度が体積百分率60パーセント以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000立方メートル以上のもの	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限定。 既設：200mg/m³（排ガス量1,000m³/h以上 3,000m³/h未満） 100mg/m³（排ガス量3,000m³/h以上） 新設：100mg/m³（排ガス量1,000m³/h以上 3,000m³/h未満） 50mg/m³（排ガス量3,000m³/h以上）
2 原料の処理能力が1日当たり20トン以上のコークス炉	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用。 既設：100mg/m³（特殊構造炉の適用除外あり） 新設：100mg/m³
3 ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限定。 既設：200mg/m³（排ガス量1,000m³/h以上） 新設：100mg/m³（排ガス量1,000m³/h以上）
4 ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	フレアスタックで処理するものを除外。 既設：100mg/m³ 新設：50mg/m³
5 ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が500キロリットル以上のもの	浮屋根式のものを除外。また、基準はベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用。 既設：1,500mg/m³（容量1,000キロリットル以上） 新設：600mg/m³
6 ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が1時間当たり1トン以上のもの（密閉式のものを除く。）	フレアスタックで処理するものを除外。 既設：200mg/m³（排ガス量1,000m³/h以上 3,000m³/h未満） 100mg/m³（排ガス量3,000m³/h以上） 新設：100mg/m³（排ガス量1,000m³/h以上 3,000m³/h未満） 50mg/m³（排ガス量3,000m³/h以上）

注） 既設：平成9（1997）年4月1日までに設置されている排出施設（設置の工事がされているものを含む。）

新設：平成9（1997）年4月1日以降に設置される排出施設。

(2) トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準の対応

指定物質排出施設（政令で指定）	指定物質抑制基準（告示で設定）
7 トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000立方メートル以上のもの	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限定 既設：500mg/m ³ 新設：300mg/m ³
8 トリクロロエチレン等の混合施設であって混合槽の容量が5キリットル以上のもの（密閉式のものを除く。）	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するものに限定 既設：500mg/m ³ 新設：300mg/m ³
9 トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。）	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限定 既設：300mg/m ³ 新設：150mg/m ³
10 トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く。）であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3平方メートル以上のもの	既設：500mg/m ³ 新設：300mg/m ³
11 テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が1回当たり30キログラム以上のもの	密閉式のものを除外 既設：500mg/m ³ 新設：300mg/m ³

注) 既設：平成9(1997)年4月1日までに設置されている排出施設（設置の工事がされているものを含む。）

新設：平成9(1997)年4月2日以降設置される排出施設。

第6 指導基準

1 測定孔指導基準

ダクトには、ばい煙量等の測定を行うための測定孔を日本産業規格 Z 8808 の 5（測定位置、測定孔及び測定点）の規定に適合するよう設置すること。ただし、日本産業規格 Z 8808 の 5 の規定による測定孔を設置することが困難又は不適当なときは、この限りでない。

2 特定粉じん排出等作業指導基準

周辺住民等への周知を図るため、必要事項を記載した掲示板を掲示し、必要に応じ自治会等への事前周知を行うこと。（P II-39 掲示板の掲示義務）

吹付け石綿の除去等作業（吹付け石綿の使用面積合計が 50 m²以上に限る。）については、風向等を考慮した施工区域境界等において大気中の濃度を測定すること。特定粉じん排出等作業中、かつ最も飛散しやすいと思われる地点を含め、1 地点以上で実施すること。

特定粉じん排出等作業（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）に限る。）終了後、石綿濃度測定結果（吹付け石綿の使用面積合計が 50 m²以上に限る。）及び特定粉じん排出等作業に関する記録（P II-40 特定粉じん排出等作業の結果の報告等）を添付し、市町担当課へ作業完了報告書を 3 部提出すること。

（参考）

排ガス中のダスト濃度の測定方法 JIS Z 8808（2013） ー抜粋ー

5 測定位置、測定孔及び測定点

5.1 測定位置

測定位置は、ダクトの屈曲部分、断面形状の急激に変化する部分などを避け、排ガスの流れが比較的一様に整流され、測定作業が安全かつ容易な場所を選ぶ。

5.2 測定孔

測定孔は、内径 100～150mm 程度のものを測定位置のダクト壁面に設け、測定時以外は適当なふたで密閉しておく。測定孔の位置は、円形断面のダクトの場合は、各測定点を含む直交する直径線上に定める。

長方形及び正方形断面のダクトの場合は、各測定点を含む直線上に上下又は左右に定める。

その他の断面形状のダクトに対する測定孔は、上記の方法に準じて定める。

なお、挿入する器具と測定孔とのすきまは、耐熱材などを用いて密閉する。

5.3 測定点

測定位置に選んだダクトの測定断面の形状と大きさに応じて、次の規定に従って適当数の等面積に区分し、その区分面積ごとに測定点を選ぶ。

なお、測定断面周辺にダストなどのたい積物がある場合は、それを除した部分を測定断面とする。

a) 円形断面の場合

測定断面において互いに直交する直径線上の、次の表に示す位置に測定点を選ぶ。
測定点の数は、ダクトの直径が 4.5m を超える場合には、20 点までとする。

適用ダクト直径 2 R (m)	半径 区分 数	測定 点数	測定点のダクト中心からの距離 (m)				
			r ₁	r ₂	r ₃	r ₄	r ₅
1 以下	1	4	0.707 R	—	—	—	—
1 を超え 2 以下	2	8	0.500 R	0.866 R	—	—	—
2 を超え 4 以下	3	12	0.408 R	0.707 R	0.913 R	—	—
4 を超え 4.5 以下	4	16	0.354 R	0.612 R	0.791 R	0.935 R	—
4.5 を超えた場合	5	20	0.316 R	0.548 R	0.707 R	0.837 R	0.949 R

b) 長方形及び正方形断面の場合

測定断面を、一辺の長さ (L) が 1 m 以下の範囲で 4 個以上の等断面積の長方形又は正方形に区分し、その中心に測定点を選ぶ。適用寸法と測定点の取り方は、次の表のとおりとする。ただし、ダクトの断面積が 20m² を超える場合には、測定点数は、一般に 20 点までとし、等断面積に区分する。

また、測定断面において流れが非対称となる場合は、非対称方向に区分する一辺の長さは、それと垂直な方向の一辺の長さより小さく取り、測定点の個数をそれぞれ増加する。

適用ダクト断面積 A (m ²)	区分された一辺の長さ L (m)
1 以下	$L \leq 0.5$
1 を超え 4 以下	$L \leq 0.667$
4 を超え 20 以下	$L \leq 1$

c) その他の形状の断面の場合

a) 及び b) に準じて測定点を選ぶ。

備考

- 1) 小規模ダクト (断面積 0.25m² 以下) の場合は、断面内の中心点を測定点としてもよい。
- 2) 測定断面において、JIS Z 8808 8.3 排ガス流速の測定方法の規定により流速の分布が比較的対称とみなすことができた場合には、水平ダクトでは、垂直の対称軸に対して片側をとり、垂直ダクトでは 4 分の 1 の断面をとり、測定点数をそれぞれ 2 分の 1、4 分の 1 に減らしてもよい。
- 3) あらかじめこの規格によって求めたダスト濃度分布の測定結果が得られており、その中の 1 箇所又は数箇所の測定点で平均のダスト濃度が求められることが確認されている場合は、その測定点を代表点として測定してもよい。

注) 関係図面は J I S に掲載されているので参照されたい。

第7 届出等

1 大気汚染防止法に基づく届出等義務

届出の種類	届出時期	違反した場合の罰則
○ばい煙発生施設設置の届出 (法第6条第1項) ○揮発性有機化合物排出施設設置の届出 (法第17条の5第1項) ○一般粉じん発生施設設置の届出 (法第18条第1項) ○特定粉じん発生施設設置の届出 (法第18条の6第1項) ○特定粉じん排出等作業の実施の届出 (法第18条の17第1項) ○水銀排出施設設置の届出 (法第18条の28第1項) [ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設を設置、若しくは特定工事(吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係るものに限る。)を施工するときの届出]	○ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設については設置工事着手の60日前まで ○一般粉じん発生施設については、設置前にできるだけ早く ○特定粉じん排出等作業については、作業開始の14日前まで	○届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業又は水銀排出施設については3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金 ○一般粉じん発生施設については30万円以下の罰金
○ばい煙発生施設使用の届出 (法第7条第1項) ○揮発性有機化合物排出施設使用の届出 (法第17条の6第1項) ○一般粉じん発生施設使用の届出 (法第18条の2第1項) ○特定粉じん発生施設使用の届出 (法第18条の7第1項) ○水銀排出施設使用の届出 (法第18条の29第1項) [ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設として規制あるいは追加指定された場合における届出]	ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設となった日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金。
○ばい煙発生施設変更の届出 (法第8条第1項) ○揮発性有機化合物排出施設変更の届出 (法第17条の7第1項) ○一般粉じん発生施設変更の届出 (法第18条第3項) ○特定粉じん発生施設変更の届出 (法第18条の6第3項) ○水銀排出施設変更の届出 (法第18条の30第1項) [ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設又は水銀排出施設の構造、使用の方法、ばい煙、揮発性有機化合物又は水銀等の処理方法、一般粉じん発生施設の構造、使用及び管理の方法、特定粉じん発生施設の構造、使用の方法、特定粉じんの処理又は飛散防止の方法を変更するときの届出]	○ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設又は特定粉じん発生施設については変更する日の60日前まで ○一般粉じん発生施設については、変更前にできるだけ早く	○届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設又は特定粉じん発生施設については3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金 ○一般粉じん発生施設については30万円以下の罰金

届出の種類	届出時期	違反した場合の罰則
○ばい煙発生施設に係る氏名等の変更届出 (法第 11 条) ○揮発性有機化合物排出施設に係る氏名等の変更届出 (法第 17 条の 13 第 2 項) ○一般粉じん発生施設に係る氏名等の変更届出 (法第 18 条の 13 第 2 項) ○特定粉じん発生施設に係る氏名等の変更届出 (法第 18 条の 13 第 2 項) ○水銀排出施設に係る氏名等の変更届出 (法第 18 条の 36 第 2 項) 〔届出に係る氏名、名称、住所、所在地、代表者の変更があったときの届出〕	変更した日から 30 日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、10 万円以下の過料
○ばい煙発生施設使用廃止の届出 (法第 11 条) ○揮発性有機化合物排出施設使用廃止の届出 (法第 17 条の 13 第 2 項) ○一般粉じん発生施設使用廃止の届出 (法第 18 条の 13 第 2 項) ○特定粉じん発生施設使用廃止の届出 (法第 18 条の 13 第 2 項) ○水銀排出施設使用廃止の届出 (法第 18 条の 36 第 2 項) 〔ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の使用を廃止したときの届出〕	廃止した日から 30 日以内	
○ばい煙発生施設承継の届出 (法第 12 条第 3 項) ○揮発性有機化合物排出施設承継の届出 (法第 17 条の 13 第 2 項) ○一般粉じん発生施設承継の届出 (法第 18 条の 13 第 2 項) ○特定粉じん発生施設承継の届出 (法第 18 条の 13 第 2 項) ○水銀排出施設承継の届出 (法第 18 条の 36 第 2 項) 〔ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設若しくは水銀排出施設を譲り受け又は借り受けたとき、相続、合併又は分割があったときの届出〕	承諾のあった日から 30 日以内	同上
事故時の通報 (法第 17 条) 〔ばい煙発生施設又は特定物質を発生する施設について、故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときの通報〕	事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは直ちに通報する	知事からの措置を講ずべきことの命令に違反した場合青は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
解体等工事の事前調査結果の報告 ^{注 3、4} (法第 18 条の 15 第 6 項) 〔特定粉じん排出等作業に該当するか否かにかかわらず解体等工事に係る事前調査の結果の報告〕	事前調査を行ったときは遅延なく調査結果を報告する	3 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

注 1) 届出書の提出先等

事業場等の所在地	提出先	宛先名	提出部数
宇都宮市内	宇都宮市 環境保全課	宇都宮市長	正本 1 部、写し 1 部 (写しは届出者控え)、 計 2 部
宇都宮市以外	各市町 環境行政担当課	環境森林(管理) 事務所の長	正本 1 部、写し 2 部 (写し 1 部は届出者控え)、 計 3 部

注 2) 適用除外施設 (届出関係のみ)

- ・電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物
- ・ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物
- ・鉱山保安法第 13 条第 1 項に規定する施設

注 3) 事前調査結果の報告先

解体等工事現場	報告先	宛先名	報告方法
宇都宮市内	宇都宮市環境保全課	宇都宮市長	石綿事前調査結果報告システムによる 〔書面による場合は、正本 1 部、写し 1 部提出〕
宇都宮市以外	環境森林(管理)事務所	環境森林(管理) 事務所の長	

注 4) 事前調査結果の報告対象

対 象 工 事	規 模 要 件
建築物の解体	床面積合計 80m ² 以上 請負代金合計 100 万円以上（材料費・消費税を含む。）
建築物の改造・補修	
工作物の解体・改造・補修	
報告対象の工作物は次のとおり	
・ 反応槽 ・ 加熱炉 ・ ボイラー及び圧力容器 ・ 配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く） ・ 焼却設備 ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く） ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く） ・ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く） ・ 変電設備	・ 送電設備（ケーブルを含む） ・ トンネルの天井板 ・ プラットホームの上家 ・ 遮音壁 ・ 軽量盛土保護パネル ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ・ 配電設備 ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い

2 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出等義務

届出の種類	届出時期	違反した場合の罰則
○ 特定施設設置の届出 (条例第 7 条) 〔工場・事業場に特定施設を設置しようとするときの届出〕	○ 設置工事着手の 60 日前まで (粉じんに係る特定施設については、設置前にできるだけ早く)	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、30 万円以下の罰金
○ 特定施設使用の届出 (条例第 8 条) 〔条例施行の際、特定施設を使用しているとき、又は特定施設が追加指定された場合における届出〕	ばい煙又は粉じんに係る特定施設となった日から 30 日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、20 万円以下の罰金
○ 特定施設の構造等の変更の届出 (条例第 9 条) 〔特定施設の構造、特定施設の使用及び管理の方法、公害防止の方法を変更しようとするときの届出〕	○ 変更する日の 60 日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、30 万円以下の罰金

届出の種類	届出時期	違反した場合の罰則
○氏名等の変更の届出 (条例第 10 条) 〔氏名、住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、特定工場等の名称、所在地に変更があったときの届出〕	変更後 30 日以内	
○特定施設の使用廃止の届出 (条例第 10 条) 〔特定施設の使用を廃止したときの届出〕	廃止後 30 日以内	
○承継の届出 (条例第 11 条) 〔特定施設を譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割があったときの届出〕	承継のあった日から 30 日以内	
○事故時の報告 (条例第 49 条) 〔ばい煙に係る特定工場等において発生した事故により排出されたばい煙等により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときの報告〕	事故が発生したときは速やかに通報すること。	知事からの応急の措置を講ずべきことの命令に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

注) 届出書の提出先等

事業場等の所在地	提出先	宛先名	提出部数
宇都宮市内	宇都宮市 環境保全課	宇都宮市長	正本 1 部、写し 1 部 (写しは届出者控え)、 計 2 部
宇都宮市以外	各市町 環境行政担当課	環境森林（管理） 事務所の長	正本 1 部、写し 2 部 (写し 1 部は届出者控え)、 計 3 部

第8 工場・事業場ばい煙・VOC・指定物質等自主管理要領

1 目的

この要領は、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設等及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に定めるばい煙に係る特定施設におけるばい煙等を自主測定することにより、公害の未然防止を図ることを目的とする。

2 対象工場・事業場

この要領の対象となる工場・事業場は、次に掲げる施設を有する工場・事業場とする。

(1) 大気汚染防止法（以下「法」という。）

- ア ばい煙発生施設
- イ 揮発性有機化合物排出施設
- ウ 特定粉じん発生施設
- エ 水銀排出施設
- オ 指定物質排出施設

(2) 栃木県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）

- ア ばい煙に係る特定施設

3 自主測定

(1) 測定箇所

2に掲げる施設におけるすべての排出口とする。ただし、2(1)ウについては、敷地境界等とする。

(2) 測定項目及び測定回数

法によるばい煙発生施設についてはばい煙に係る排出基準、揮発性有機化合物排出施設については揮発性有機化合物（VOC）に係る排出基準、特定粉じん発生施設については敷地境界基準、水銀排出施設については水銀に係る排出基準、指定物質排出施設については指定物質抑制基準及び条例によるばい煙に係る特定施設についてはばい煙に係る規制基準が適用される項目について、別表1、別表2及び別表3により自主測定を行うものとする。

(3) 測定方法

- ア ばい煙発生施設に係る項目
法施行規則第15条の各号に規定する方法。
- イ ばい煙に係る特定施設に係る項目
条例施行規則第別表第9(2)に規定する方法。
- ウ 揮発性有機化合物排出施設に係るVOC濃度
揮発性有機化合物濃度の測定法（平成17年環境省告示第61号）に規定する方法。
- エ 特定粉じん発生施設に係る石綿
石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）に規定する方法。
- オ 水銀排出施設に係る水銀濃度
排出ガス中の水銀測定法（平成28年環境省告示第94号）に規定する方法。
- カ 指定物質排出施設に係る指定物質濃度
大気汚染防止法附則第9項の規定に基づく指定物質抑制基準（平成9年環境庁告示第5号、第6号）に規定する方法。

(4) 測定結果の記録

ばい煙発生施設に係る測定の結果は、大気汚染防止法施行規則（以下、「規則」という。）に定める様式第七（ばい煙量等測定記録表）により、水銀排出施設に係る測定の

結果は、規則に定める様式第七の二（水銀濃度測定記録表）により、ばい煙に係る特定施設に係る測定の結果は、栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則に定める別記様式第9号により記録し、測定結果の記録は3年間（ただし、別表1に掲げる測定回数が5年に1回以上の施設にあっては、5年間）保存するものとする。

なお、様式の各欄に記載すべき事項又はこれに相当する事項に係る計量証明書等がある場合は、当該証明書等を添付すれば、様式の当該各欄への記載を省略することができる。

(5) 測定結果の電磁的記録及び保存

ア 測定結果を書面の記録等に代えて電磁的記録及び保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(ア) 作成した電磁的記録をパソコン等に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(イ) 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録をパソコン等に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ なお、測定結果を電磁的記録により保存する場合は、法又は条例による記録の保存規定に反することのないように次の点に配慮するよう努めること。

(ア) データを保存した媒体を扱う機器又は当該データを扱うプログラムには、当該データ管理者等のID、パスワードを設ける等の措置をとることにより第三者の虚偽入力、書き換え及び消去を防止すること。

(イ) データが、法令に定める期間にわたり損なわれることがないように保存すること。

(ウ) 媒体に記録されたデータは、当該媒体以外の記録媒体にバックアップを行い、当該媒体と異なる場所に保存すること。

(エ) データ内容を必要に応じディスプレイ装置に表示すること又は印刷装置により印刷することができるようにすること。

(6) 測定結果に基づく措置

法によるばい煙に係る排出基準、揮発性有機化合物（VOC）に係る排出基準、特定粉じんに係る敷地境界基準、水銀に係る排出基準、指定物質抑制基準及び条例によるばい煙に係る規制基準を超える大気汚染物質が排出されていることを確認した場合は、直ちに施設の改善等必要な措置を講ずること。

4 測定結果の報告

3の規定による測定結果の報告は、次によるものとする。

(1) 対象工場・事業場

2に掲げる施設のうち、測定結果がそれぞればい煙に係る排出基準、揮発性有機化合物（VOC）に係る排出基準、敷地境界基準、水銀に係る排出基準、指定物質抑制基準及びばい煙に係る規制基準を超えた工場・事業場

(2) 報告事項

2に掲げる施設のうち、ばい煙発生施設、ばい煙に係る特定施設は別表1に掲げる項目について別添様式第1により、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設、指定物質排出施設は別表2に掲げる項目について、それぞれ別添様式第2、別添様式第3及び別添様式第4により、水銀排出施設は別表3に掲げる項目について、別添様式第5により報告するものとする。

(3) 報告書の提出先及び提出部数

事業場等の所在地	提出先	宛先名	届出等の提出部数
宇都宮市内	宇都宮市環境保全課	宇都宮市長	正本 1 部
宇都宮市以外	各市町環境行政担当課	環境森林（管理）事務所の長	正本各 1 部
		各市町長	

(4) 報告期日

測定を実施した日の属する月の翌月末日までに報告するものとする。

附 則

この要領は、昭和53年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、昭和61年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、昭和 9 年12月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成10年 4 月10日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年 4 月28日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年 5 月20日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年 3 月 6 日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成30（2018）年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3（2021）年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4（2022）年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 ばい煙発生施設、ばい煙に係る特定施設

測定項目	施設の区分	測定回数（年）
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量が10m ³ /h以上の施設	6回以上
ばいじん 窒素酸化物 有害物質	排ガス量が4万m ³ /h以上の施設	6回以上
	排ガス量が4万m ³ /h未満の施設	2回以上
	6月以上継続して休止する施設	1回以上

注1) 測定が必要な項目は、排出基準若しくは規制基準が適用される物質とする。

注2) 廃棄物焼却炉に係るばいじん測定は、次表のとおりとする。

測定項目	施設の区分	測定回数（年）
ばいじん	焼却能力が4,000kg/h以上の施設	6回以上
	焼却能力が4,000kg/h未満の施設	2回以上
	6月以上継続して休止する施設	1回以上

注3) ガス専焼ボイラー、ガスタービン及びガス機関に係るばいじん測定は、測定回数を5年に1回以上とする。

注4) 燃料電池用改質器に係るばいじん及び窒素酸化物測定は、測定回数を5年に1回以上とする。

別表 2 揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設、指定物質排出施設

測定項目	施設の区分	測定回数（年）
VOC濃度	揮発性有機化合物排出施設	1回以上
石綿	特定粉じん発生施設	2回以上
ベンゼン トリクロエチレン テトラクロエチレン	指定物質排出施設	1回以上

注1) 環境省通知（平成17年6月17日付け環管大発第050617001号）において特例とされる貯蔵タンクは、計算により求めたVOC濃度をもって測定に代えることができる。

注2) 指定物質のうち測定が必要な項目は、当該施設から大気中に排出される項目とする。

別表 3 水銀排出施設

測定項目	施設の区分	測定回数（年）
全水銀	排出ガス量が4万m ³ /h以上の施設	3回以上
	排出ガス量が4万m ³ /h未満の施設	2回以上
	専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	1回以上
	専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	1回以上

様式第 1

年 月 日

環境森林（管理）事務所長
市 町 長 } 様

住所
氏名

年 月 日に採取したばい煙量等の測定結果を下記のとおり報告します。

ば い 煙 量 測 定 結 果 報 告 書

工場・事業場名	
---------	--

測定年月日		測定機関名	
-------	--	-------	--

ばい煙発生施設の種類及び工場・事業場における施設番号	
----------------------------	--

測定回数 項 目	1 回 目	2 回 目	3 回 目	平 均
バーナーの燃料の燃焼能力 ℓ / h				
測定時の燃料使用量 ℓ / h				
使用燃料の硫黄分 %				
排出ガス量 m ³ /h				
硫黄酸化物の濃度 ppm				
硫黄酸化物の量 m ³ /h				
煙突の実高さ m				排 出 口 積 m ²
煙突の補正高さ m				排 出 ガ 度 °C
K 値				
ばいじん g / m ³				
窒素酸化物 ppm				
残存酸素 %				
有害物質 mg / m ³ 〔カドミウム、鉛、塩素、塩化水素〕 〔弗素、ホルムアルデヒド〕				
備考（処理施設名等）				

（注） 所在する市町に提出すること。

様式第 2

年 月 日

環境森林（管理）事務所長
市 町 長 様

住所

氏名

年 月 日に採取したVOC濃度等の測定結果を下記のとおり報告します。

V O C 濃 度 等 測 定 結 果 報 告 書

工場・事業場名	
---------	--

測定年月日		測定機関名	
-------	--	-------	--

VOC排出施設の種類	
------------	--

測 定 項 目	測 定 値 等	
使用する主なVOCの種類		
使用しているVOCの濃度 %		
排 出 ガ ス 量 m ³ /h		
排 出 ガ ス 温 度 °C		
排 出 口 の 高 さ m		
排 出 ガ ス 処 理 施 設		
排出ガス処理施設の処理効率 %		
V O C 濃 度 ppmC		採取箇所名：
V O C 濃 度 ppmC		採取箇所名：
V O C 濃 度 ppmC		採取箇所名：
V O C 濃 度 ppmC		採取箇所名：
備 考		

（注） 所在する市町に提出すること。

様式第 3

年 月 日

環境森林（管理）事務所長
市 町 長 } 様

住所

氏名

年 月 日に採取した特定粉じん濃度等の測定結果を下記のとおり報告します。

特定粉じん濃度等測定結果報告書

工場・事業場名	
---------	--

測定年月日		測定機関名	
-------	--	-------	--

特定粉じん発生施設の種類の種類	
-----------------	--

測定項目	測定値等	
測定法		
測定時刻		
施設の使用状況		
石綿濃度 本/ℓ		採取箇所名：
石綿濃度 本/ℓ		採取箇所名：
石綿濃度 本/ℓ		採取箇所名：
石綿濃度 本/ℓ		採取箇所名：
備考		

（注） 所在する市町に提出すること。

様式第 4

年 月 日

環境森林（管理）事務所長
市 町 長 様

住所

氏名

年 月 日に採取した指定物質濃度等の測定結果を下記のとおり報告します。

指 定 物 質 濃 度 等 測 定 結 果 報 告 書

工場・事業場名	
---------	--

測定年月		測定機関名	
------	--	-------	--

指定物質排出施設の種類	
-------------	--

測 定 項 目	測 定 値 等
使用している指定物質の種類	
使用している指定物質の濃度 %	
排 出 ガ ス 量 m^3/h	
排 出 ガ ス 温 度 $^{\circ}\text{C}$	
排 出 口 の 高 さ m	
排 出 ガ ス 処 理 施 設	
ベ ン ゼ ン mg/m^3	
トリクロロエチレン mg/m^3	
テトラクロロエチレン mg/m^3	
備 考	

(注) 所在する市町に提出すること。

様式第 5

年 月 日

環境森林（管理）事務所長
市 町 長 } 様

住所

氏名

年 月 日に採取した水銀濃度等の測定結果を下記のとおり報告します。

水 銀 濃 度 測 定 結 果 報 告 書

工場・事業場名	
---------	--

測定年月日		測定機関名	
-------	--	-------	--

水銀排出施設の種類	
-----------	--

測 定 項 目	測 定 値 等	
測 定 年 月 日		
測 定 時 刻		
排 出 ガ ス 量 m^3/h		
排 出 ガ ス 温 度 $^{\circ}\text{C}$		
酸 素 濃 度 %		
排 出 ガ ス 処 理 施 設		
排出ガス処理施設の処理効率 %		
水 銀 濃 度 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		採取箇所名：
再 測 定 予 定		
備 考		

(注) 所在する市町に提出すること。

第9 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の概要

1 目的等

特殊自動車の使用による大気汚染の防止を図り、国民の健康を保護することと生活環境を保全するため、公道を走行しない特定特殊自動車に対する規制であり、平成18（2006）年4月1日に施行した。

平成29（2017）年4月1日より、特定特殊自動車の使用者に対する立入検査等の権限が国から都道府県に移譲された。

2 定義

(1) 規制対象

特定原動機及び特定特殊自動車

（例）建設機械（油圧ショベル、ブルドーザー、ロードローラ、クローラークレーン）、産業機械（フォークリフト）、農業機械（普通型コンバイン、農耕トラクタの一部）

(2) 使用者

正当な使用権限に基づき、特定特殊自動車を継続的に管理し、使用している者であり、不特定多数を対象に短期間に貸与する者を含む。

(3) 技術基準

法第5条に規定する特定原動機技術基準

法第9条に規定する特定特殊自動車技術基準

燃料がガソリン及び液化石油ガスのとき

一酸化炭素	炭化水素
1 %	500ppm

燃料が軽油のとき

定格出力別	2006年基準 黒煙 光吸収係数		2011年基準 黒煙 光吸収係数		2014年基準 光吸収係数
19kW以上 37kW未満	40%	1.62m ⁻¹	25%	0.80m ⁻¹	0.50m ⁻¹
37kW以上 56kW未満	35%	1.27m ⁻¹	25%	0.80m ⁻¹	0.50m ⁻¹
56kW以上 75kW未満	30%	1.01m ⁻¹	25%	0.80m ⁻¹	0.50m ⁻¹
75kW以上130kW未満	25%	0.80m ⁻¹	25%	0.80m ⁻¹	0.50m ⁻¹
130kW以上560kW未満	25%	0.80m ⁻¹	25%	0.80m ⁻¹	0.50m ⁻¹

注）2006年基準及び2011年基準においては、光吸収係数の値を超えないときは黒煙濃度が基準を超えないものとみなす。

(4) 指針

法第28条第1項に規定する指針であって、現在、定められている指針は、建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針（平成18年国土交通省告示第1152号）のみである。

3 県、使用者の責務等

(1) 県の責務、役割

県は、国との連携を図りつつ、特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する施策を推進するよう努めなければならない。

法第18条第1項 技術基準適合命令

法第28条第2項 指針に即した指導及び助言

法第29条第2項 報告徴収

法第30条第2項 立入検査

(2) 使用者の責務

特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制のため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び県が実施する特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。

